

政総第2392号
令和8年3月19日

神奈川県議会議長 長田 進治 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について (送付)

令和8年2月26日付け神議第1936号をもって送付のありました大山 奈々子議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
政策局総務室企画調整第二グループ 飯島
内線 3026

答 弁 書

● 国民健康保険料の負担軽減について

○ 国保逃れを招く要因について

国民健康保険法第6条には、協会けんぽや健康保険組合などの被用者保険の被保険者は国民健康保険の被保険者としない（適用除外）規定があり、その被用者保険の対象とならない方が国民健康保険の被保険者となる仕組みとなっています。

このため、被用者保険の被保険者とするかは、健康保険法等に基づき個々の保険者等が個別に判断することとなっていますので、保険料の多少に関わらず、被用者保険の加入をもって「国保逃れ」であるとは考えていません。

○ 国民健康保険の保険料の負担の軽減措置等について

県では、国に対し、加入者の負担能力に応じた保険料等の負担水準となるよう、財政支援方策を確実に講じること、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度を構築していくための財政基盤を国の責任において確立すること、さらに、保険者努力支援制度の指標や評価方法の見直しを行うことについて、継続して要望しています。

次に、保険料の一部について均等に負担いただく均等割は、国民健康保険制度を維持していくために必要ですが、低所得者に対しては、所得に応じて均等割額の法定軽減措置が講じられており、県は軽減によって減少した市町村の保険料収入の4分の3について財政支援を行っています。

また、県における一般会計から国民健康保険事業会計への法定外繰入については、本来、国民健康保険の加入者が納める保険料のみで賄うべき費用を、県民全体で負担することになるため、行うべきではないと考えています。

○ 国民健康保険の子どもの均等割の軽減措置について

未就学児の保険料の均等割部分における5割の法定軽減措置について、県は軽減によって減少した市町村の保険料収入の4分の1について財政支援を行っていますが、法定部分を超える軽減のための財政支援については、現時点では難しいと考えます。

また、法定軽減措置の対象年齢の拡大について、県では国に対し、現在は未就学児までとなっている対象年齢を18歳まで拡大するよう、要望を行っており、今後も引き続き働きかけてまいります。

● 県営住宅の修繕について

○ 定期的な団地ごとの個別の修繕計画の策定及び県民への周知について

県営住宅のうち、昭和 55 年までに建設した住宅は、バリアフリー対応及び居住環境の改善のため、順次、建替えを推進することとしています。一方、昭和 56 年以降に建設した住宅は、原則、法定耐用年限である建設後 70 年まで使用できるよう、屋上防水や外壁改修等の計画的な修繕を実施し、予防保全型の維持管理を進めることとしています。この方針は令和 6 年 3 月に改定した「神奈川県県営住宅 健康団地推進計画」で示しており、当該計画は県ホームページで広く御覧いただけるようにしています。また、団地ごとの修繕の計画は、修繕周期を踏まえて策定していますが、県の予算や国の交付金の状況、施設の劣化度合いや危険度などにより毎年度見直しを行うことから、予算を議決いただき、具体の修繕が決定した段階で、当該団地の入居者に周知しています。

○ 退去時の経年劣化の県負担について

国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」は、賃料が市場家賃程度の民間住宅を想定しており、公営住宅には適用されません。こうした考え方は、下級審の判決においても、公営住宅の家賃は民間の賃貸住宅に比べて特に低廉に設定されていること、また、建物減価分が毎年減額されていることを考慮すると、経年劣化の修繕費用が毎月の家賃に含まれているということは相当でないという見解が示されています。以上のことから、神奈川県県営住宅条例で定めたとおり、畳の表替え、ふすまの張替えなど経年劣化による修繕は、入居者の負担としています。

○ 修繕にかかる人員や予算の拡充のための指定管理料の見直しについて

厳しい財政状況の中、県営住宅の修繕については、県が指定管理料として必要な予算を措置し、指定管理者が必要な人員を確保しており、適切に行っています。

● 障がい者グループホームの運営指導と監査体制について

- 県では、障害者グループホームなど障害福祉サービス事業所の支援の質を確保するため、定期的な運営指導を行うほか、虐待行為などの不適切な支援が疑われる場合には、臨時の運営指導や監査を実施しています。

こうした指導体制を強化するため、監査部門と、事業所指定や施設整備を行う部門の連携を強化して、適切な事業所指導を行っていきます。具体的には、サービス現場の実情や変化を共有するため部門間の情報交換を行い、事業所に出向き指導を行う際には、監査部門の職員に加え、他の部門の職員も同行するなど体制の充実を図っていきます。

また、事業所の運営適正化に向けて、市町村の障がい者虐待担当部門との一層緊密な情報共有、連携を行い、虐待等の不適切な支援の早期把握に取り組みます。さらに、事業所に対し制度説明などを行う集団指導講習会や、オンラインなどを活用した運営指導を充実させ、事業所が適切にサービスを提供できるよう取り組んでまいります。

● 重度障がい者の就労支援について

○ 重度障害者等就労支援特別事業の周知と拡充について

重度障害者等に対する通勤や職場等における支援については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金及び同通勤援助助成金により、企業等に雇用されている重度障害者に対し支援するとともに、自営業者等に対しては、市町村が実施する重度障害者等就労支援特別事業で支援する制度となっています。

県は、市町村が重度障害者等就労支援特別事業を実施した場合に、その費用の一部を国とともに補助していますが、令和7年度に県内でこの事業を実施したのは、4市に留まっています。

こうした状況を踏まえ、今年度実施した市町村向けの会議において、この事業について丁寧に説明を行うなど、実施市町村の拡充に向けて取り組んでいます。県では今後も引き続き、市町村へ事業実施を働きかけていきます。

併せて、より多くの障がい者、企業等に制度を知っていただけるよう、市町村及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構と連携し、わかりやすい周知方法を検討してまいります。

○ 重度障害者の公務労働について

県では、「障害者雇用促進法」及び「第2期 障害者活躍推進計画」を踏まえ、重度障害のある方も含め、障害者の雇用に率先して取り組むとともに、採用後においては、障害特性等の確認を行った上で合理的配慮を提供し、障害のある職員が安心して働ける環境づくりを進めてまいります。

○ 重度障害者等就労支援特別事業促進に向けた国への要望について

重度障害者等就労支援特別事業の活用が十分とは言えない現状があることから、県としては、まずは、より多くの市町村にこの事業を実施してもらうことが重要と考えています。

その上で、今後、事業の実施主体である市町村と、対象に公務を含めるべきかどうかを含め、事業の運用に関する意見交換を行い、その結果を踏まえて、必要な対応を検討してまいります。

総 第 3935号
令和8年3月23日

神奈川県議会議長 長田 進治 殿

神奈川県教育委員会教育長 花田 忠雄
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について (送付)

令和8年2月26日付け神議第1936号をもって送付のありました大山奈々子議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
教育局総務室
企画調整グループ 宮下、鎌田
内線 8024

答 弁 書

● 教員未配置問題解消と臨時的任用教員の正規化について

○ 教員採用試験の募集人員を満たすよう合格者を確保することについて

県教育委員会では、教員不足の解消に向けて、一人でも多くの方に志願してもらえるよう、毎年、教員採用試験の改善を図っていますが、合格者数が募集人数に満たない場合でも、合格基準に達していない受験者を合格させることはありません。

○ 複数年勤務経験のある臨時的任用職員に対する加点などの工夫について

県教育委員会では、教員採用試験において、臨時的任用教員として一定の勤務経験のある方が応募できる「教職経験者特別選考」を既に設けており、第1次試験の試験種目の一部を免除する優遇措置を講じています。

○ 正規教員の割合を定める目標値の設定について

県教育委員会では、将来の児童・生徒数や退職者数の推移を見定めただうえで、直近の教員不足の状況も踏まえて、毎年度、計画的に教員採用を行っていただきますので、正規教員の割合の目標値を設定することは考えていません。

選管第1069号
令和8年3月24日

神奈川県議会議長 長田 進治 様

神奈川県選挙管理委員会委員長 保阪 努
(公印省略)

質問趣意書について (回答)

令和8年2月26日付け神議第1936号をもって送付のありました、大山奈々子議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
選挙管理委員会
臼井 内線 3179

答 弁 書

県選挙管理委員会としては、障がいの程度に関わらず誰もが円滑に選挙権を行使できるよう、投票環境の整備・向上に努めることは、大変重要であると認識しています。

ご指摘の郵便等投票の対象者の拡大につきましては、これまでも、都道府県選挙管理委員会連合会を通じて、国に対して公職選挙法の改正要望をしているところですが、今後は化学物質過敏症の方々のご意見も踏まえ、要望内容について検討してまいります。

投票に関する総務省の留意事項や通知につきましては、これまでも、選挙の都度、市区町村選挙管理委員会に対して周知していますが、今後も引き続き障がいのある方々への対応に際しては障がいの特徴を理解することが重要であるという趣旨を、選挙事務に直接携わる方にも周知徹底するよう市区町村選挙管理委員会に働きかけます。

投票所における氏名等掲示の文字につきましては、候補者数が多い選挙の場合には、掲示物の用紙に記載できる大きさが制限される場合もありますが、ユニバーサルデザインフォントを使用するなど、少しでも読みやすくなるよう市区町村選挙管理委員会へ改めて働きかけます。

障がい者団体からの意見聴取につきましては、令和5年度から6年度にかけて「投票環境の向上等に関する県内障害者へのアンケート調査」を実施し、その結果を踏まえて、市区町村選挙管理委員会職員を対象に、障がい当事者を講師とした「障がい者に対する理解促進研修会」を令和6年度から実施するなどの取組を進めています。このような研修を通じて、今後も引き続き、障がい当事者からの意見を把握しながら、必要な見直しを行います。

県選挙管理委員会では、このような取組を通じて、市区町村選挙管理委員会と連携しながら、誰もが投票しやすい投票環境の整備・向上に努めてまいります。